

(資料24)

(案)

雇児発第 ※ 号の1
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」
通知の施行について』の一部改正について

標記の昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成21年4月分の運営費の支弁、徴収及び負担から適用することとしたので通知する。

『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について』の一部改正新旧対照表

○『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金」通知の施行について』（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5）厚生省児童家庭局長通知

改正後	改正前
<p>第1 保育単価及び支弁額について</p> <p>1 保育単価について</p> <p>保育単価の構成は、地域差を<u>12</u>区分、定員規模別を<u>16</u>区分、年齢別を乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の4区分とし、この額（基本保育単価）にすべての保育所について児童用採暖費加算額、民間施設給与等改善費、除雪費、寒冷地加算、北海道に所在する保育所において採暖費加算額、単身赴任手当加算費が承認された保育所において単身赴任手当加算費、施設機能強化推進費が承認された保育所においては施設機能強化推進費、特別保育事業等を実施する保育所においては事務職員雇上費の加算及び主任保育士の専任加算がそれぞれ行われ、また、これらによる年齢別保育単価に各月初日の年齢別入所児童数を乗じて得た額と、月途中入退所がある場合にはその入所児童数を乗じた合算額（私立認定保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。）にあっては、同法第13条第2項の規定により読み替えられた児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第51条第4号に規定する保育料額を控除した額とする。）によって、その月の支弁額の算定が行われるものであること。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 保育単価及び支弁額について</p> <p>1 保育単価について</p> <p>保育単価の構成は、地域差を<u>11</u>区分、定員規模別を<u>8</u>区分、年齢別を乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の4区分とし、この額（基本保育単価）にすべての保育所について児童用採暖費加算額、民間施設給与等改善費、除雪費、寒冷地加算、北海道に所在する保育所において採暖費加算額、単身赴任手当加算費が承認された保育所において単身赴任手当加算費、施設機能強化推進費が承認された保育所においては施設機能強化推進費、特別保育事業等を実施する保育所においては事務職員雇上費の加算及び主任保育士の専任加算がそれぞれ行われ、また、これらによる年齢別保育単価に各月初日の年齢別入所児童数を乗じて得た額と、月途中入退所がある場合にはその入所児童数を乗じた合算額（私立認定保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。）にあっては、同法第13条第2項の規定により読み替えられた児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第51条第4号に規定する保育料額を控除した額とする。）によって、その月の支弁額の算定が行われるものであること。</p> <p>児童用採暖費加算額又は寒冷地加算額の加算については、その保育所の所在する地域が一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域により、その適用すべき加算額を異にするのでその該当地等を確認のうえ、あらかじめ関係市町村及び保育所に連絡しておかれないこと。</p> <p>年齢別保育単価に含まれている職員構成は、所長のほか、保育士については乳児3人につき1人、1～2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人（ただし、定員90人以下の施設においては、この定数のほか1人加算）並びに調理員等については2人（定員45人以下の保育所においては1人、定員151人以上の保育所においては3人）とされているのでこれを充足すること。</p> <p>なお、前記のほか非常勤の保育士が配置されていること。</p>

改正後	改正前
<p>2 所長の設置又は未設置の認定について (略)</p> <p>3 民間施設給与等改善費の承認等について 交付要綱に定める民間施設給与等改善費（以下「民政費」という。）の加算額の承認等は、その保育所を管轄する都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行うこととし、その基準及び事務処理は次によらなければならないこと。 (1) (略)</p>	<p>2 所長の設置又は未設置の認定について (1) 保育単価については、その保育所の長が各月の初日において欠員又は無給であるときは、その人件費を控除した未設置の保育単価が適用されるが、この設置又は未設置であるかどうかの認定は、その保育所を管轄する都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行うこととし、おおむね次の基準によらなければならないこと。 ア その所長が児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその保育所の運営管理の業務に専従し、かつ有給のものである場合に限り、設置の単価を適用すること。 イ したがって私立保育所において、2以上の施設若しくは他の事業と兼務し、保育所長としての職務を行っていないものは欠員とみなして未設置の単価を適用すること。 (2) 保育所長の欠員補充に伴い新たに所長設置の保育単価を適用するにあたっては、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、その保育所の設置者からその旨の申請（保育所名、所長設置の保育単価の適用年月日、所長となる者の氏名、年齢、児童福祉事業に従事した期間、給与等を記載した履歴書等）を徴し、前記(1)の基準に適合しているときは所長設置の保育単価の適用の決定を行い、欠員補充された日の属する月の翌月（月初日に欠員補充された場合はその月）から所長設置の保育単価の適用承認を行うこととする。 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、所長設置の保育単価が適用されている保育所については、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の基準に適合しなくなった場合には、(1)の基準に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適用しなくなった場合はその月）から未設置の単価の適用を行うこととする。</p> <p>3 民間施設給与等改善費の承認等について 交付要綱に定める民間施設給与等改善費（以下「民政費」という。）の加算額の承認等は、その保育所を管轄する都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行うこととし、その基準及び事務処理は次によらなければならないこと。 (1) 交付要綱に定める民政費の加算率の適用は、職員1人当たり平均勤続年数を基礎として次表によるものとする。</p>

改正後

改正前

加算率の区分	職員一人当たりの平均勤続年数	内 訳	
		人件費 加算分	管理費 加算分
12%加算分	10年以上	10%	2%
10%加算分	7年以上 10年未満	8%	2%
8%加算分	4年以上 7年未満	6%	2%
4%加算分	4年未満	2%	2%

(7) 算定の対象となる職員は、その保育所に勤務するすべての常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とすること。

(1) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する保育所における勤続年数、当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であつて、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る）、婦人保護施設、児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所、障害者自立支援法附則によりなお従前の例により運営できることとされた身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム）における勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める認定こども園における勤続年数を合算するものとする。

(7) その保育所の職員1人当り平均勤続年数は(7)により算定した全職員の合算勤続年数を算定の基礎となつた職員数により除して得た年数（6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨てること。）をいうこと。

(エ) 前記職員1人当り平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行い、その年度の途中においてその職員の異動があつても適用の変更は行わないものであること。

(2) 入所児童の処遇等に不適切な事由が認められ、改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられるまでの間で費職が必要と認められる期間、民改費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずるものであること。ただし、遡及適用は行わないこと。

(2) (略)

改正後	改正前
<p>(3) 「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号児童家庭局長通知)の5の(2)の結果、「1 運営費の使途範囲」から「4 運営費及び保育料の管理・運用」までに定める以外の支出が行われていた場合には、4月分から翌年3月分までの間、民改費全額について加算を停止するものとすること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 保育所事務職員雇上費の加算について 交付要綱の第3の2の(9)に定める事務職員雇上費の加算については、次に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等のいずれかを実施する保育所に加算するものとする。 (1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所(平成20年11月28日雇児発第1128003号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)</p>	<p>(3) 「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号児童家庭局長通知)の4の(2)の結果、「1 運営費の使途範囲」から「3 運営費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われていた場合には、4月分から翌年3月分までの間、民改費全額について加算を停止するものとすること。</p> <p>(4) また、加算を停止した施設であっても、「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号児童家庭局長通知)の別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、同通知の1の(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、民改費が加算されたものと仮定して、同通知の別表2に掲げる経費等への充当を行って差し支えないこととする。</p> <p>(5) 民改費は、そもそも余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における、公・私施設間の職員給与格差の是正などを目的としており、配当に対して支出が行われている保育所については、対象とならないものであること。</p> <p>(6) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、市町村長(指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。)に保育所の設置者から別紙(1)に定める申請書を取りまとめさせ(指定都市及び中核市の市長は直接、保育所の設置者から申請書を徴すること。)、いずれかの加算率の適用に該当するかの承認を行い、市町村長に通知する措置を講ずること。市長村長は、その内容を保育所の設置者に通知すること。</p> <p>4 保育所事務職員雇上費の加算について 交付要綱の第3の2の(9)に定める事務職員雇上費の加算については、次に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等のいずれかを実施する保育所に加算するものとする。 (1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所(平成19年11月30日雇児発第1130001号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)</p>

改正後	
改正前	<p>(2) 一時保育促進事業実施保育所及び一時保育自主事業実施保育所 (平成12年3月29日児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月)における平均対象児童が1人以上いること)及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)</p> <p>(3) 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児病後児保育自主事業実施保育所(平成12年3月29日児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)</p> <p>(4) 乳児が3人以上入所している保育所(月の初日において乳児が3人以上入所している月から年度を通じて加算。)</p> <p>5 主任保育士の専任加算について 交付要綱の第3の2の(10)に定める主任保育士の専任加算については次に掲げる次世代育成支援交付金対象事業及び保育対策等促進事業等を複数実施する保育所に加算するものとする。</p> <p>(1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所(平成19年11月30日雇児発第1130001号本職通知「次世代育成支援交付金」の交付対象事業及び評価基準について)に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)</p> <p>(2) 一時保育促進事業実施保育所及び一時保育自主事業実施保育所(平成12年3月29日児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月)における平均対象児童が1人以上いること)及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)</p> <p>(3) 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児病後児保育自主事業実施保育所(平成12年3月29日児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)</p> <p>(4) 乳児が3人以上入所している保育所(月の初日において乳児が3人以上入所している月から年度を通じて加算。)</p>

改正後	改正前
<p>6 保育単価の予算措置等について (略)</p> <p>第2 徴収金（保育料）基準額について (略)</p>	<p>6 保育単価の予算措置等について 保育単価は、最低基準を維持するのに必要な最低の経費であるから、市町村においては必要な予算措置を行い、所定の保育単価による支弁額を毎月必ず支弁するよう厳正に指導されたいこと。したがって都道府県知事は、毎年度当初において、管下市町村の予算書抄本を徴する等、その市町村における支弁予定額を確認し、適切な指導を加えられたいこと。 なお、この費用の性質にかんがみ、各月初日の入所児童については当月分は遅くともその月中に精算支弁するように、月中入退所については市町村の実情、施設の運営等を勘案しながら支弁するよう指導されたいこと。</p> <p>第2 徴収金（保育料）基準額について 1 交付要綱の第4に定める徴収金（保育料）基準額の算定については、市町村において適正かつ簡明に行えるよう各月初日の入所児童の属する世帯を課税額等の状況に応じ区分し、それぞれ入所児童1人当たりの基準額をさだめていること。 入所児童の属する世帯の課税額等の確認については、関係機関との連携を密にして、誤りなきを期するよう指導することはもちろんであるが、各市町村における各階層区分の確認の適否は、直ちに国庫負担に重大な影響をもたらすこととなるので、指導監査等を通じて、とくにこの点の状況を厳密に監督することとされたいこと。</p> <p>2 その世帯の階層区分の認定については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。 ただし、私立認定保育所については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の法第24条第2項に規定する保育の実施に係る児童の保護者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。</p>

改正後	改正前
<p>第3 保育所における運営費の経理について (略)</p>	<p>3 その世帯の階層区分の確認は次によらねたいこと。 ア 被保護世帯の確認は、福祉事務所等において行うこと。 イ 前年度分市長村民税の課税状況の確認は、その市町村の市町村 民税主管課の資料等に基づいて行うこと。 ウ 前年分の所得税の課税状況の確認は、その市町村の市町村民税 主管課又は税務署において行うこと。 エ アからウまでによって確認した場合においては、その確認方法、 確認年月日、税額等を保育児童台帳の相当の欄に記載し、確認者 の印を押印すること。 なお、課税状況の確認を証明書を徴して行うこととしている場合 においては、その課税額がない場合においてもその旨の証明書を 徴すること。 オ 前年分の所得税の課税状況を把握するにあたって1月ないし3 月の間においてはその確認が困難な場合もあるので、前々年分の 課税状況により階層を決定するものであること。</p> <p>第3 保育所における運営費の経理については、別に定めるところによるこ と。</p>

(案)

雇 児 保 発 第 ※ 号
平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局保育課長

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金交付要綱等
の改正点及びその運用について

平成※年※月※日厚生労働省発雇児第※号により「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」等が一部改正され、平成21年4月分の運営費の支弁、徴収及び負担から適用することとされたが、今回の改正点及び運用上留意すべき事項は次のとおりである。

第1 交付要綱等の改正点について

1 基本分保育単価関係

- (1) 社会保険料事業主負担金
厚生年金保険料等の改定に伴う引き上げ
- (2) 地域手当
人事院規則による支給割合の改正等に伴う改正
- (3) 職員健康管理費 5,337円 → 5,417円

2 加算単価関係

主任保育士の専任加算
1 施設年額 2,971,158円 → 2,975,229円

3 その他

今回の改正により保育単価等の定員区分が細分化されたところであるが、定員区分「41人から45人まで」及び「46人から50人まで」は平成21年度限りとし、平成22年度以降は定員区分「41人から50人まで」に統合される予定であるので留意すること。

第2 平成21年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当基準額	
			調 整 数	基 本 額
所 長	(福) 2-33	253,800円	—	—
主任保育士	(福) 2-17	230,112円	1	9,325円
保 育 士	(福) 1-29	195,228円	1	7,800円
調 理 員 等	(行二) 1-37	165,800円	—	—

- (注) 1 この表は、保育所運営費負担金の予算積算上の給与格付けを例示したものである。
- 2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。
- 3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。
- 4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額（基本額×調整数）を本俸基準額に加えている。

第3 交付要綱等に定める保育単価に含まれている管理費は別紙「保育単価に含まれている管理費」のとおりである。

保育単価に含まれている管理費

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	管理費
31人 から 40人 まで	設 置	乳 児	円
		1, 2 歳 児	12,686
		3 歳 児	7,543
		4 歳 以上 児	3,942
	未 設 置	乳 児	3,428
		1, 2 歳 児	12,539
		3 歳 児	7,396
		4 歳 以上 児	3,795
41人 から 45人 まで	設 置	乳 児	3,281
		1, 2 歳 児	12,640
		3 歳 児	7,497
		4 歳 以上 児	3,896
	未 設 置	乳 児	3,382
		1, 2 歳 児	12,509
		3 歳 児	7,366
		4 歳 以上 児	3,765
46人 から 50人 まで	設 置	乳 児	3,251
		1, 2 歳 児	12,713
		3 歳 児	7,570
		4 歳 以上 児	3,969
	未 設 置	乳 児	3,455
		1, 2 歳 児	12,595
		3 歳 児	7,452
		4 歳 以上 児	3,851
51人 から 60人 まで	設 置	乳 児	3,337
		1, 2 歳 児	12,247
		3 歳 児	7,104
		4 歳 以上 児	3,503
	未 設 置	乳 児	2,989
		1, 2 歳 児	12,149
		3 歳 児	7,006
		4 歳 以上 児	3,405
61人 から 70人 まで	設 置	乳 児	2,891
		1, 2 歳 児	11,988
		3 歳 児	6,845
		4 歳 以上 児	3,244
	未 設 置	乳 児	2,730
		1, 2 歳 児	11,905
		3 歳 児	6,762
		4 歳 以上 児	3,161
71人 から 80人 まで	設 置	乳 児	2,647
		1, 2 歳 児	11,798
		3 歳 児	6,655
		4 歳 以上 児	3,054
	未 設 置	乳 児	2,540
		1, 2 歳 児	11,725
		3 歳 児	6,582
		4 歳 以上 児	2,981
81人 から 90人 まで	設 置	乳 児	2,467
		1, 2 歳 児	11,647
		3 歳 児	6,504
		4 歳 以上 児	2,903
	未 設 置	乳 児	2,389
		1, 2 歳 児	11,582
		3 歳 児	6,439
		4 歳 以上 児	2,838
91人 から 100人 まで	設 置	乳 児	2,324
		1, 2 歳 児	11,217
		3 歳 児	6,074
		4 歳 以上 児	2,473
	未 設 置	乳 児	1,959
		1, 2 歳 児	11,159
		3 歳 児	6,016
		4 歳 以上 児	2,415
		4 歳 以上 児	1,901

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その月 の 入 所 の 年 齢 区 分	日 童 分	管理費
101人 から 110人 まで	設 置	乳 児	11,149	
		1, 2 歳 児	6,006	
		3 歳 児	2,405	
	未 設 置	4 歳 以上 児	1,891	
		乳 児	11,096	
		1, 2 歳 児	5,953	
111人 から 120人 まで	設 置	3 歳 児	2,352	
		4 歳 以上 児	1,838	
		乳 児	11,090	
	未 設 置	1, 2 歳 児	5,947	
		3 歳 児	2,346	
		4 歳 以上 児	1,832	
121人 から 130人 まで	設 置	乳 児	11,041	
		1, 2 歳 児	5,898	
		3 歳 児	2,297	
	未 設 置	4 歳 以上 児	1,783	
		乳 児	11,040	
		1, 2 歳 児	5,897	
131人 から 140人 まで	設 置	3 歳 児	2,296	
		4 歳 以上 児	1,782	
		乳 児	10,995	
	未 設 置	1, 2 歳 児	5,852	
		3 歳 児	2,251	
		4 歳 以上 児	1,737	
141人 から 150人 まで	設 置	乳 児	10,999	
		1, 2 歳 児	5,856	
		3 歳 児	2,255	
	未 設 置	4 歳 以上 児	1,741	
		乳 児	10,957	
		1, 2 歳 児	5,814	
151人 から 160人 まで	設 置	3 歳 児	2,213	
		4 歳 以上 児	1,699	
		乳 児	10,965	
	未 設 置	1, 2 歳 児	5,822	
		3 歳 児	2,221	
		4 歳 以上 児	1,707	
161人 から 170人 まで	設 置	乳 児	10,926	
		1, 2 歳 児	5,783	
		3 歳 児	2,182	
	未 設 置	4 歳 以上 児	1,668	
		乳 児	10,932	
		1, 2 歳 児	5,789	
171人 以上	設 置	3 歳 児	2,188	
		4 歳 以上 児	1,674	
		乳 児	10,896	
	未 設 置	1, 2 歳 児	5,753	
		3 歳 児	2,152	
		4 歳 以上 児	1,638	
171人 から 180人 まで	設 置	乳 児	10,905	
		1, 2 歳 児	5,762	
		3 歳 児	2,161	
	未 設 置	4 歳 以上 児	1,647	
		乳 児	10,871	
		1, 2 歳 児	5,728	
181人 から 190人 まで	設 置	3 歳 児	2,127	
		4 歳 以上 児	1,613	
		乳 児	10,882	
	未 設 置	1, 2 歳 児	5,739	
		3 歳 児	2,138	
		4 歳 以上 児	1,624	
191人 から 200人 まで	設 置	乳 児	10,849	
		1, 2 歳 児	5,706	
		3 歳 児	2,105	
	未 設 置	4 歳 以上 児	1,591	

(資料26)

(案)

雇児発第 ※ 号の2
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成21年度小規模保育所に係る保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第3の3により、小規模保育所（平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知「小規模保育所の設置認可等について」により承認され、同通知の第1の2のただし書の適用を受けたもの）に適用される保育単価を別紙のとおり定め、平成21年度分について適用することとしたので通知する。

なお、保育単価に含まれている管理費は別紙（参考）のとおりである。